新庄河川事務所　大石田出張所

除草希望者を公募します。

大石田出張所では、資源の有効利用と処分費のコスト縮減を図るため、河川区域内の除草にご協力してもらえる方々を募集します。

簡単な条件を満たせば、どなたでも応募が可能です。

尚、除草した刈草は持ち帰ることができます。

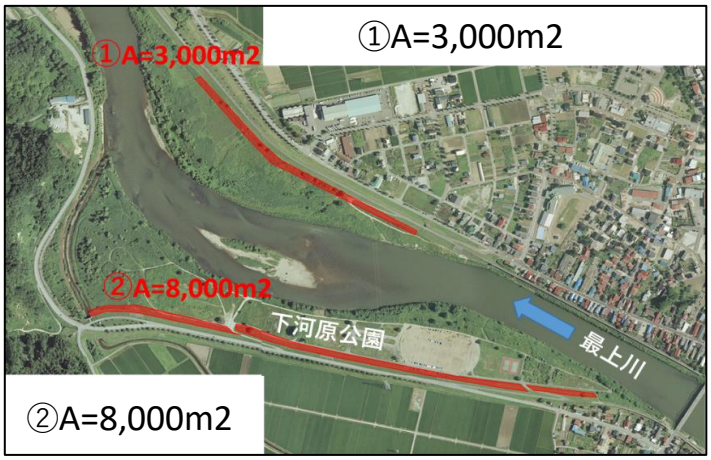
【応　募　期　間】　令和７年９月２４日（水）～令和７年１０月　３日（金）［先着順］

【作　業　期　間】　令和７年１０月８日（水）～令和７年１０月３１日（金）（予定）
※②の横山地区は工事中のため、土日のみの作業となります。

【申　込　方　法】　大石田出張所にて、応募様式及び作業計画書を記入し、申し込みをお願いします。
受付時間は平日の９：００～１６：３０までになります。
※事前申込み・電話での申し込みはできません。

【応募資格等】　**裏面の留意事項を必ずご確認ください。**

【除　草　場　所】　大石田町横山地区・大石田地区の高水敷
※詳細は下図参照







区画	場所	面積	区画規模	
			延長	奥行き
①	大石田地区	A=3,000m2	L=600m	W= 5m
②	横山地区	A=8,000m2	L=800m	W=10m

※除草範囲は予定であり、
変更になる場合があります。

国土交通省　新庄河川事務所　大石田出張所
住　所：北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原４６６－２
電　話：０２３７－３５－２０２４
ＦＡＸ：０２３７－３５－２３５４



留　意　事　項

1．公募除草の応募資格について

□　過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではないこと。
□　公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではないこと。
□　公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
□　直近１年間の税を滞納している者ではないこと。
□　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

2．その他

□　刈草採取に当たっては、河川産出物の許可手続き(河川法第25条)が必要になります。
□　除草、搬出に要する費用は、全て応募者の負担とし、除草した刈草は持ち帰ることができます。
□　刈草の搬出時には道路交通法等関係法令を遵守し、周囲に配慮してくだい。
□　除草時の事故については自己責任となります。ただし、事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡してください。
□　河川敷地内には多種多様な植物が生育しており、除草した刈草に、人体・家畜等にとって有毒植物が混入する可能性があるため、刈草の利用にあたっては十分ご確認いただき、自己責任においてご利用ください。
□　第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。

応募様式で得た個人情報は、公募除草以外の目的には使用しません。